

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | | |
|--------|-----|----|-----------------------|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | | | 議員辞職の許可について |
| 日程第 5 | 承認第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 | 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 | 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 | 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 承認第 | 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 10 | 承認第 | 6号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 11 | 議案第 | 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 | 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第 | 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 | 4号 | 令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 15 | 選挙第 | 1号 | 遠軽地区広域組合議員の選挙について |

令和6年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年5月10日（金）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		町長の提出案件要旨説明
日程第 4		議員辞職の許可について
日程第 5	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 7	承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 8	承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 9	承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 10	承認第 6号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 11	議案第 1号	工事請負契約の締結について
日程第 12	議案第 2号	工事請負契約の締結について
日程第 13	議案第 3号	工事請負契約の締結について
日程第 14	議案第 4号	令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）
日程第 15	選挙第 1号	遠軽地区広域組合議員の選挙について

◎出席議員（14名）

議 長	16番	杉 本 信 一 君	15番	竹 中 裕 志 君
	1番	白 幡 隆 一 君	2番	秋 元 直 樹 君
	3番	黒 坂 貴 行 君	4番	阿 部 君 枝 君
	6番	戸 松 恵 子 君	7番	山 本 悟 君
	9番	佐 藤 登 君	10番	山 谷 敬 二 君
	11番	前 島 英 樹 君	12番	佐 藤 和 徳 君
	13番	渡 辺 清 夏 君	14番	今 村 則 康 君

◎欠席議員（2名）

5番 渡部正騎君

8番 佐藤昇君

◎列席者

町長 佐々木修一君

教育長 佐藤祐治君

代表監査委員 村瀬光明君

◎説明員

副町長 澤口浩幸君

総務部長 鈴木浩君

民生部長 堀嶋英俊君

経済部長 内野清一君

総務課長 堂前政好君

情報管財課長 吉岡秀利君

企画課長 中原誉君

財政課長 今井昌幸君

税務課長 渡邊亮司君

保健福祉課長 岩井誠志君

建設課長 米谷克美君

生田原総合支所長 今泉郁夫君

丸瀬布総合支所長 加藤政勝君

白滝総合支所長 長原裕一君

会計管理者 奥山隆男君

教育部長 古賀伸次君

総務課長 西聡君

監査委員事務局長 成中克也君

◎議会議務局職員出席者

事務局長 小野寺正彦君

事務局参事 成中克也君

事務局主任 堂前あすか君

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和6年第3回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、14人であります。

なお、5番渡部議員、8番佐藤議員より、欠席の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和5年度例月出納検査の結果、令和5年度水道料金の債権放棄、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第14までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、黒坂議員、竹中議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○2番（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和6年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和6年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、物価高騰対応重点支援給付金給付事業及び低所得者支援補足給付金給付事業について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするため、令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、令和6年4月1日付人事発令に伴い、遠軽町固定資産評価員の選任を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めます。

承認第3号から承認第5号までの専決処分の承認を求めるとについては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、遠軽町税条例の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めます。

承認第6号専決処分の承認を求めるとについては、生田原診療所で使用する医療機器が故障したことにより、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めます。

議案第1号から議案第3号までの工事請負契約の締結については、令和6年度岩見通歩道整備工事、令和6年度公共駐車場整備工事その1及び令和6年度東小学校長寿命化改修工事（建築主体）について、議会の議決を求めます。

次に、議案第4号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、繰入金及び町債を補正するものです。

歳出については、定額減税に対応するための人事給与システム改修業務委託料、定額減

税しきれない方を対象とした定額減税調整給付金給付のための総合行政情報システム改修業務委託料、消費税の修正申告に伴う地域生活支援事業補償金、小中学校に空調設備を設置するための学校施設環境改善工事費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議員辞職の許可について

○議長（杉本信一君） 日程第4 議員辞職の許可についてを議題とします。

5番渡部正騎議員より、議員辞職願が提出されておりますので、局長をして朗読させます。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 朗読いたします。

辞職願。今般、下記の理由により議員を辞職したいので、遠軽町議会会議規則第99条第1項により許可されますようお願い出ます。

理由。一身上の都合により。

令和6年5月8日、遠軽町議会議長杉本信一様。

遠軽町議会議員渡部正騎。

以上であります。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

5番渡部正騎議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、5番渡部正騎議員の議員辞職を許可することに決定しました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（杉本信一君） 日程第5 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第1号につきましては、物価高騰対応重点支援給付金給付事業及び低所得者支援補

足給付金給付事業について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするため、令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を定めることについて、3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）につきましては、「第1表繰越明許費補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

繰越明許費補正につきましては、2款総務費1項総務管理費物価高騰対応重点支援給付金給付事業312万8,000円及び低所得者支援補足給付金給付事業283万円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費としたものです。

この二つの給付事業につきましては、当初、令和5年度の支払いを令和6年5月までの出納整理期間中に支出を完了する予定でしたが、国からの通知により令和6年4月以降の支出については、予算繰越しの手続を経なければならないこととされたため、必要な予算を翌年度に繰り越したものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

第1表繰越明許費補正、1ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第2号

○議長（杉本信一君） 日程第6 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、固定資産評価員の選任について専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページを御覧願います。

専決第2号は、地方税法第404条第2項の規定により、遠軽町固定資産評価員に、住所、遠軽町豊里64番地9、氏名、渡邊亮司、生年月日、昭和47年1月5日を選任することについて、令和6年4月1日に専決処分をしたものであります。

専決理由につきましては、遠軽町固定資産評価員二瓶雄介氏が、令和6年4月1日付人事発令に伴い税務課長から異動したため、後任の税務課長を固定資産評価員に選任したことによるものであります。

なお、本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を参照願います。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第7 承認第3号から日程第9 承認第5号まで

○議長（杉本信一君） 日程第7 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、日程第8 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、日程第9 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、以上承認3件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊亮司君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号専決処分書。

専決処分の理由は、令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、遠軽町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和6年4月1日付で専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙10ページの次にあります参考資料、遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

なお、説明の中で施行日については、原則令和6年4月1日のため、特段施行日について申し上げないものについては、令和6年4月1日の施行となります。

では、資料に基づき説明いたします。

町民税の減免、第51条第2項は職権による減免を可能とする規定の追加、同条第3項は文言の整理に伴う改正、第56条は、引用条項の整理に伴う改正で、施行日は令和7年4月1日です。

固定資産税の減免、第71条第2項は職権による減免を可能とする規定の追加、同条第3項は文言の整理で、それぞれを改正するものです。

特別土地保有税の減免、第139条の3第2項は職権による減免を可能とする規定の追加、同条第3項は文言の整理で、それぞれを改正するものです。

附則。

公益法人等に係る町民税の課税の特例第4条の2については、規定の削除で、施行日は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日です。

令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例、第5条の2については当該規定の新設。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、第6条については引用条項の整理。

令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、第7条の5。

令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、同条の6。

令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例、同条の7。

令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除、同条の8については、個人の町民税の定額減税に係る特別税額控除に係る規定の新設によりそれぞれ改正し、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例第8条については、個人の町民税の定額減税に係る特別税額控除に係る規定の新設に伴う改正です。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2、項の追加については再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてその課税標準の特例の新設に伴い、その課税標準となるべき価格に乗じる割

合について、条例で定める割合を7分の6とする規定の新設。第14項から第19項については引用条項の整理及び項の追加による整理、第20項については項の追加による整理、第21項については適用期限の終了に伴う削除、第22項及び第23項は引用条項の整理、項の追加は滞在快適性等向上施設等に係るその課税標準の特例について、その課税標準となるべき価格に乗じる割合について、条例で定める割合を2分の1とする改正。第24項及び第25項は引用条項の整理及び項の追加による整理、第26項及び第27項は項の追加による整理で、それぞれ改正するものです。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告、第10条の3、項の追加については認定長期優良住宅に係る申請の特例の新設に伴う改正。第3項から第7項については項の追加による整理。第8項から第13項については、引用条項の整理及び項の追加による整理。第14項については項の追加による整理で、それぞれ改正するものです。

土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、第11条見出しについては、特例延長に伴う改正。

令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例、第11条の2については、令和7年度、8年度における土地の価格の特例のための改正。

宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、第12条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例第13条、特別土地保有税の課税の特例、第15条は、それぞれ特例延長に伴い改正するものです。

上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第16条の3第3項、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、第16条の4第3項、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第17条第3項、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第18条第5項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第19条第2項、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条第2項、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の2第2項及び第5項、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の3第2項及び第5項は、個人の町民税の定額減税に係る特別税額控除に係る規定の新設に伴い、それぞれ改正するものです。

別紙に戻りまして、10ページをお開きください。

第1条は、施行期日を定めています。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めています。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により

報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第4号専決処分書。

専決処分の理由は、令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要があることから、本条例を定めることについて、令和6年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

1枚めぐりまして、参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

附則。

法附則第15条第32項の条例で定める割合、第5項については、適用期限の終了に伴う削除です。

法附則第15条第33項の条例で定める割合、第6項見出しを含むについては、引用条項の整理及び項の削除による整理です。

法附則第15条第38項の条例で定める割合、第7項見出しを含むについては、引用条項の整理及び項の削除による整理です。

項の追加は、滞在快適性等向上施設等に係るその課税標準の特例について、その課税標準となるべき価格に乗じる割合について、条例で定める割合を2分の1とする改正。

法附則第15条第43項の条例で定める割合、第8項見出しを含むについては、引用条項の整理です。

宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例、第10項から第14項まで見出しを含む、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例、第15項見出しを含むについては、特例延長に伴いそれぞれ改正するもので、同第16項及び第17項については、引用条項の整理です。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項から次のページに渡る第4項については、経過措置を定めています。

以上で、承認第4号、説明を終わります。

続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第5号専決処分書。

専決処分の理由は、令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され

たこと等に伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和6年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙の次のページ、参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、課税額、第2条第3項については、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円とするものです。

国民健康保険税の減額、第23条第1項については、第2条第3項の改正に伴う改正。

第1項第2号については、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における被保険者の数に乗じる金額を5割減額の場合は、当該金額を29万円から29万5,000円に引き上げる改正。第1項第3号については、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における被保険者の数に乗じる金額を2割減額の場合は、当該金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正です。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、適用区分を定めています。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第5号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第10 承認第6号

○議長(杉本信一君) 日程第10 承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長(今井昌幸君) 承認第6号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第6号につきましては、生田原診療所で使用する医療機器が故障したことにより、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、4月17日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億9,077万円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に7万円を追加し、総額を16億5,654万6,000円としたものです。

22款町債につきましては、1項町債に70万円を追加し、総額を22億7,220万円としたものです。

これにより、歳入合計171億9,000万円に77万円を追加し、総額を171億9,077万円としたものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に77万円を追加し、総額を17億4,605万8,000円としたものです。

これにより、歳出合計171億9,000万円に77万円を追加し、総額を歳入歳出同額の171億9,077万円としたものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。3ページを御覧ください。

地方債につきましては、医療機器整備事業の限度額を記載のとおり変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。9ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費、医科診療所運営事業77万円の追加につきましては、生田原診療所で使用していた訪問診療用心電図検査装置が故障したため、新たに購入する経費として、備品購入費に77万円を追加したものです。

次に、2、歳入について説明いたします。7ページをお開き願います。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金7万円の追加です。

22款町債1項町債2目衛生債につきましては、医療機器整備事業債70万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

4款衛生費、9ページ、10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

19款繰入金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22款町債、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、承認第6号の質疑を終わります。

これより、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第1号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和6年度岩見通歩道整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,742万円であります。

契約の相手方は、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、4月25日、株式会社渡辺組外6社により指名競争入札を行い、大同産業開発株式会社が5,742万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表11番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、大同産業開発株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、10月31日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

○議長(杉本信一君) 日程第12 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第2号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和6年度公共駐車場整備工事その1であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,688万円であります。

契約の相手方は、三共後藤・茶木経常建設共同企業体、代表者、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役後藤武史。構成員、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役茶木義尚であります。

この工事につきましては、4月25日、株式会社渡辺組外6社により指名競争入札を行い、三共後藤・茶木経常建設共同企業体が6,688万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表12番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、三共後藤・茶木経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、9月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第3号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和6年度東小学校長寿命化改修工事（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億4,762万円でありませ

ず。
契約の相手方は、丸尾・大同特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、4月25日、株式会社管野組外5社により指名競争入札を行い、丸尾・大同特定建設工事共同企業体が1億4,762万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表13番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、丸尾・大同特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和7年2月28日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第4号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第

2号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○**財政課長(今井昌幸君)** 議案第4号令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,487万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を174億5,564万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に170万5,000円を追加し、総額を9億4,167万4,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に37万3,000円を追加し、総額を16億5,691万9,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に2億6,280万円を追加し、総額を25億3,500万円とするものです。

これにより、歳入合計171億9,077万円に2億6,487万8,000円を追加し、総額を174億5,564万8,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に192万5,000円を追加し、総額を43億6,642万円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に2万7,000円を追加し、総額を30億1,715万7,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費に1億2,774万6,000円を追加、3項中学校費に1億3,518万円を追加し、総額を19億7,375万1,000円とするものです。

これにより、歳出合計171億9,077万円に、2億6,487万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の174億5,564万8,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

3ページを御覧ください。

地方債の追加につきましては、中学校改修事業、限度額1億3,510万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、小学校改修事業の限度額を記載のとおり変更するもので

す。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費22万円につきましては、国が実施する定額減税に対応するため、人事給与システムを改修する必要があることから、人事給与システム改修業務委託料を計上するものです。

16目物価高騰対策費、定額減税調整給付金給付事業170万5,000円につきましては、国が実施する定額減税において、納税者本人と扶養親族の数から算定される減税額が、定額減税を行う前の所得税額、個人住民税所得割額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる場合に、その差額を給付金として給付するため、総合行政情報システムを改修する必要があることから、総合行政情報システム改修業務委託料を計上するものです。

11ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者福祉一般経費2万7,000円につきましては、障害者及び障害児相談支援事業における消費税の取扱いについて、国において課税事業と判断されたことから、受託事業者が修正申告に伴い発生する費用として、平成30年度から令和4年度までの消費税に係る延滞税分を町が負担するため、地域生活支援事業補償金を計上するものです。

13ページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費、小学校建設事業につきましては、小学校にエアコンを整備するため、令和6年第2回定例会において全体事業費のうち、国の補助対象経費分を補正し、繰越明許費としたところであり、補助対象外経費分について、学校施設環境改善工事に1億2,774万6,000円を追加し、繰越明許費と併せて執行することにより、有利な財源の活用を図るものです。

15ページをお開き願います。

3項中学校費3目学校建設費、中学校建設事業につきましては、中学校にエアコンを整備するため、小学校建設事業と同様に補助対象外経費分として、学校施設環境改善工事に1億3,518万円を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金170万5,000円につきましては、総合行政情報システム改修業務委託に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加です。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金37万3,000円につきましては、財政調整基金繰入金の追加です。

22款町債1項町債6目教育債につきましては、小・中学校におけるエアコン整備に係

る小学校改修事業債 1 億 2,770 万円の追加、中学校改修事業債 1 億 3,510 万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、9 ページ、10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3 款民生費、11 ページ、12 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10 款教育費、13 ページから 16 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、7 ページ、8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19 款繰入金、7 ページ、8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22 款町債、7 ページ、8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第 2 表地方債補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 4 号令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 10 時 57 分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付されました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。

これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることを決定しました。

◎日程第15 選挙第1号

○議長（杉本信一君） 日程第15 選挙第1号遠軽地区広域組合議員の選挙についてを議題とします。

遠軽町議会より選出の遠軽地区広域組合議員1名に欠員が生じたため、遠軽地区広域組合規約第5条第3項により、議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議があるということで、それでは選挙とさせていただきます。暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

ここで、議案の訂正をお願いいたします。

遠軽地区広域組合議員の選挙についての議案第1号、これの遠軽地区広域組合規約第5条第2項となっておりますけれども、第3項に訂正をお願いいたします。

それでは、ただいまより広域組合議員の選挙を行いたいと思えます。

（議場閉鎖）

立候補を希望される方は、起立をお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 9番佐藤議員と10番山谷議員が立候補をされました。

御着席ください。

ほかにおりませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） では、9番佐藤議員、山谷議員のお二人から選挙をしたいと思
います。

それでは、立会人に13番渡辺議員、14番今村議員を指名いたします。

（投票用紙配布）

○議長（杉本信一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（杉本信一君） それでは、1番白幡議員から順に投票をお願いいたします。2番
秋元議員、3番黒坂議員、4番阿部議員、6番戸松議員、7番山本議員、9番佐藤議員、
10番山谷議員、11番前島議員、12番佐藤議員、13番渡辺議員、14番今村議員、
15番竹中議員。

○議長（杉本信一君） それでは開票いたしますので、立会人のお二方よろしくお願
いいたします。

（開票）

○議長（杉本信一君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

9番佐藤議員3票、10番山谷議員10票。

以上で、山谷議員を当選人といたします。

お諮りします。

ただいま選挙において指名した山谷議員を、当選人と定めることに御異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山谷議員が、遠軽地区広域組合議員に当選されま
した。

（議場開鎖）

○議長（杉本信一君） 当選された山谷議員が議場におられますので、会議規則第33条
第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しま
した。

会議を閉じます。

以上で、令和6年第3回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本信一
署名議員 黒坂貴行
署名議員 谷中裕志